

サロベツ地区歩道等管理要領

稚内自然保護官事務所
(令和4年度改訂)

I 歩道管理の基本的コンセプト

対象の歩道を3つのタイプに仕分けし、以下の方針で管理する。

(ア) バリアフリー木道 (円山園地、下サロベツ原野園地、パンケ沼園地)

一般観光客や車いすの通行(すれ違い可)を想定した園路であり、その機能の確保を管理方針の基本とする。高度の管理が必要で、不等沈下や腐食等で段が生じないようにするとともに、車いすで木道端を通行した場合でも草木が体に触れないよう管理する。

また、円山園地の高架木道は、木道下に空気が入ることで木道の乾燥を促し腐食を防止するという設計思想でつくられている。従って、木道両側はできるだけ通気性が確保できるよう心がけ、草刈りによって消滅してしまう恐れがない限り刈り取ることとする。

パンケ沼園地の展望デッキはパンケ沼水面と同じ視点で眺望する設計で整備された。そのため、デッキ付近の植生については極力眺望を阻害しないよう円山園地と同様草刈りによって消滅してしまう恐れがない限り刈り取ることとし、結実前の刈り込みや除草する事で景観維持を行う。

なお、当該路線は自然探勝を目的とし、花を目的に来る人が多いため、それらの方々に不快の念を与えることのないよう細心の注意を払いながら、必要に応じて施工時期をずらす等、環境適応型の管理を行う。

(イ) 調査用歩道

調査のための歩道で試験地へのアクセスの容易性と湿原保護が目的であり、利便性を第一にしたものではなく、草をかき分けたり朝露に濡れることも容認しなければならないものである。一般利用者への供用は想定していないため、沿道での植物観察等への対応は不要である。(木道沿いに調査プロットはない)

落合及び泥炭採掘跡地への歩道入口部は、刈り残し箇所をつくったり、屈曲させて奥を見通せないようにするなど、一般利用者がアクセスしにくくする。

なお、調査用歩道のうち、サロベツ原生花園跡地及び泥炭採掘跡地木道BP380m以降(直線木道区間)については、細心の注意が必要な反面、毎年の草刈りの必要性は低いため稚内自然保護官事務所が直接行う。

Ⅱ 巡視（簡易修繕及び植生管理）

供用中の歩道は、利用者が安全に利用することは当然として、あわせて快適利用できることも重視し、国立公園内の施設としてふさわしいものとなるよう取り扱う。

（1）実施時期

- ・雪解けとともに巡視をし、危険がないか確認する。
- ・要補修箇所等を見つけた場合には速やかに応急手当を行う。
- ・一般供用木道については月1回以上の頻度で巡視・補修を行う。
（調査用木道は5月と8月の計2回）
- ・大雨などで被害が発生した恐れがある場合には、速やかに安全確認を行う。
- ・利用者等から通行の支障に関する情報を提供された場合には、速やかに現地を確認し、必要な対応を行う。

（2）簡易修繕方法

ア）円山園地園路

設置から10年が経過し、根太を中心に腐れが入り始めている。このような場所は、踏むと浮いたような感じがするので、路床板を取り外し、根太を交換したのち元に戻す。また必要に応じて路床板も交換する。（路床面にコンパネを打ち付ける（露出）形での補修は行ってはならない。）

イ）パンケ沼園地、下サロベツ原野園地

更新して間もないが万が一、破損箇所等発見した場合は、都度相談をしたうえで簡易修繕を行う。

ウ）調査用歩道（落合、泥炭採掘跡地）

不等沈下が見られるものについては、下に角材等を入れてレベルを調整する。不安定な箇所については、木道間をくさびで固定するなどの対応を行う。

エ）調査用歩道（サロベツ原生花園跡地）

腐食が進み、穴が開いた等の箇所については、適当な大きさの板で補強する。

（3）植生管理方法

共通：

- ・外来植物を見つけた場合には、移植ごとで根から除去し、搬出する。搬出したものは、園地周辺の指定箇所に集積するか、一般事業系廃棄物として適切に処理する。
（特定外来生物指定種の場合には、別途指示する。）

① バリアフリー木道（円山園地、下サロベツ原野園地）

機械1回刈りの場所のため、沿道の植物が大きく成長する。このため、利用の支障とならないよう、重点的に抜き取りや切り取り、刈り払い（手鎌）等の管理を行う。

なお、切り取り（刈り払い）をする場合には、刈り取り跡が目立たないような高さで切り取る。なお、最初の刈り取りまで成長が早いため、重点的に管理する。

Ⅲ 草刈り・枝払い

共通事項

- ・木道上にはみ出している植物は、原則としてすべて刈り取る。
- ・機械刈りは金属刃で行うが、施設を損傷しないよう十分気をつけること。なお、工作物際はナイロン刃か手刈りで行い、刈り残しを出さないようにする。
- ・2回刈りを行うところは、1回目は高刈りとし木道面程度の高さに、2回目は根際から刈り取る。（路面については1回目から根際から刈り取る。特にササについては高刈りにならないよう注意する。）
- ・一般利用者の鑑賞対象種や希少植物については、花期や結実期に留意し、保全のために必要な場合には、刈り払い対象から外したり、時期をずらして施工する。
- ・株立ちの木（ヤチヤナギ、ノリウツギ、ヤチハンノキ）については、木道にはみ出しているものは該当の株を根本から伐採する。また、木道から離れたところから枝が張りだし通行の妨げになっているところは、枝元から切り落とし、伐採したような感じを与えないよう留意すること。なお、車いす利用者の支障にならなければ（車いすが端を通行しても体にかからない高さ）、除伐しなくてよい。
- ・木道脇にある矮小木本類（ガンコウラン、ツルコケモモ）は木道上の刈り取りにとどめ、両側 50cm 以内であっても刈り取らない。また低木類（イソツツジ、ヤチヤナギ等）は、両側 50cm 以内であっても歩行の支障がなければ残置する。
- ・外来植物を見つけた場合には、移植ごとで根から除去し、搬出する。搬出したものは、園地周辺の指定箇所に集積するか、一般事業系廃棄物として適切に処理する。（特定外来生物指定種の場合には、別途指示する。）
- ・刈り払った草は、当日のうちに片付けることを基本とし、片付けにあたっては、歩道から望見されないよう心がける。なお、高層湿原帯においては、指定箇所まで搬出し集積する。
- ・湿原内に標識がある場合には、木道から両側 50cm 以内にかかわらず、木道と標識前面の間は刈り払う。なお、周囲の景観を考慮した刈高とし、一律的な刈り込みにならないよう気をつける。

個別事項

① バリアフリー木道（円山園地、下サロベツ原野園地）

機械刈実施時期：9月中旬～9月下旬

② バリアフリー木道、展望デッキ（パンケ沼園地）

周囲の草の成長にあわせて、2回刈りを行う。

実施回数：2回

実施時期：1回目

6月中旬～下旬

2回目

8月中旬～下旬

木本類の伐採は上記期間にかかわらず作業可とする。

実施方法：

1 回目は高刈り（概ね歩道面とする）とし、2 回目は地際から刈り取る。
高刈りは概ね歩道面とし、エゾカンゾウやカキツバタなど目立つ花については、歩行に支障がなければ刈り取り対象とはしない。
2 回目は根際から刈り取るとともに、1 回目に刈り残したものをあわせて確実に刈り取る。
刈ったものは、人目につかないところに運び集積すること。ただし、高層湿原内には放置しない。

③ 調査用歩道（落合、泥炭採掘跡地（踏み分け道利用区間のみ））

実施回数：1 回刈り（ただし、非木道区間は一部 2 回とする。）

なお、泥炭採掘跡地（南東部入口：非木道区間）は 6 月下旬～7 月中旬に 1 回のみ、落合（湿原内：非木道区間）は 8 月に 1 回のみ、とする。

実施時期：1 回刈りの場合 8 月（ただし落合木道区間は 7 月、とする）

2 回刈りの場合は、1 回目は 6 月中旬～下旬、2 回目は 9 月下旬～10 月中旬

実施方法：

（木道区間）

- ・ 1 回刈りとする。
- ・ 木道面と同じ高さで両側幅 50cm を刈り取ることを原則とする。ただし、周囲がササ植生の場合には高刈りせずに根際から刈り取る。
- ・ 花期については考慮しなくてよい。
- ・ 集草はしないが、刈った場所で整理しておくこと。（特に木道上に放置しないこと。）

（非木道区間）

- ・ 2 回刈りとする。
- ・ 歩行路面幅は 50～100cm とし根際から刈り取る。ただし、入口から 5m の間は、部外者が間違っ入り込まないように、刈り幅を狭くするとともに曲線にして奥を見通せないようにしブラインドをつくる。
- ・ 歩行路面の両脇 50cm ずつを管理幅とし、1 回目は 10cm 程度の高刈りとし、2 回目は根際から刈り取る。
- ・ 集草はしないが、刈った場所で整理しておくこと。

環境への配慮への考え方

① 気をつけるべき種

気をつけるべき種は、環境省レッドデータリスト及び北海道レッドデータブック掲載種、利尻礼文サロベツ国立公園指定植物、その他自然解説の対象種とする。また、普通種であっても、公園の景観的構成要素として欠かせない種（エゾカンゾウ、カキツバタ、サワギキョウ、リンドウなど）についても同様とする。

なお、これらのリストに含まれていても、草刈地周辺で普通に見られる場合には、配慮の対象から除外してもよい。

- 2回刈り1回目において、イネ科植物が優生している場所については、高刈りとする。
- 高刈りは、高さを特に指定していない場合には原則として地上高 10cm 程度を刈る。
- 特に希少と思われる種については、稚内自然保護官に相談の上、刈り取り残すこと。
- 必要以上に刈り取り幅を広げない。

(参考) 注意すべき植物

絶滅危惧種・指定植物のうち、草刈予定地に自生している可能性がある種 (※)

ヤチヤナギ (フトモモ科)、ノダイオウ (タデ科)、エゾトリカブト (キンポウゲ科)
 ハマナス、ノウルシ (トウダイグサ科：春)、サワゼリ (セリ科)、
 ジンヨウイチヤクソウ (イチヤクソウ科)、
 イソツツジ、ヤチツツジ、ヒメツルコケモモ (ツツジ科)、
 ガンコウラン (ガンコウラン科)、
 ヤナギトラノオ (サクラソウ科)、
 エゾリンドウ、ホロムイリンドウ (リンドウ科)、
 エゾナミキソウ (シソ科)、ベニバナヒョウタンボク (スイカズラ科)、
 エゾカンゾウ、タチギボウシ (ユリ科)、
 カキツバタ、ヒオウギアヤメ (アヤメ科)、
 エゾホソイ (イグサ科)、タチイチゴツナギ (イネ科)、ヒメカイウ (サトイモ科)
 ハクサンスゲ、ヤチスゲ、ミガエリスゲ、カワズスゲ、ワタスゲ、ヒロハオゼスゲ、
 シロミノハイリ、ヒメワタスゲ (カヤツリグサ科)、
 サワラン、カキラン、ハクサンチドリ、テガタチドリ、エゾチドリ、オオヤマサギソ
 ウ、ホソバキソチドリ、ミズトンボ、オゼノサワトンボ、トキソウ (ラン科)

※上記からは、草刈り前に結実して枯れるもの、水草、背丈が小さく刈り払い対象にならないものを除いてある。

② 配慮の具体的方法

1) 高刈り

1 回目の草刈りにおいて、高刈りをすることで小型の種の大半が残される。

2) 秋刈り

2 回目の草刈りは結実期以降に行うことで、草刈りの影響を受けずにすむ。

3) 刈り残し

結実前には刈らずに残すことで影響を低減させる。

4) 移植

歩道管理の影響を受けないところに移植する。